

随 意 契 約 理 由 書

工事名： 泉州海岸 大津北地区 堅川緑川排水機場電気設備改良工事その3

堅川緑川排水機場は、泉大津市域において、台風等による高潮時に内水による浸水を防止するため排水施設によって強制的に排水を行うことにより、当該市域の府民の生命・財産を守る重要な役割を果たす施設である。そのため高潮時に安全で確実な運転を行うことが必要であることから、施設の機能維持を適正に行う必要があります。

本工事は、堅川緑川排水機場に隣接する緑川樋門に設置している内外水の状況映像を遠隔監視するカメラ（以下、「緑川カメラ」）が老朽化したために更新を行うものであります。

現在、「緑川カメラ」による映像は、専用のシステムによって監視していますが、既設の堅川内外水位の監視システムに統合することによって、操作性が向上するとともに初期費用及び今後の運用にあたる費用についても経済的に優位となります。よって、「緑川カメラ」の更新を行うに際しては、既設の監視システムへのカメラ監視機能統合が必要となります。

既設の監視制御システムについては、このシステムの製作会社が独自に開発設計した技術等を用いて構築されているため、本工事の施工、試験調整にあたっては、既存システム、機器等の特殊な構造や制御回路を熟知しており、システムの詳細な設計資料及び専門知識を有するなど特別な能力が必要となります。

以上のことから、本工事を実施できるのは既存システムの設計、製作、据付を行った三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部以外にないことから、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。